

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年七月十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年七月十一日

埼玉県東松山県土整備事務所長 高 師 功

<p>路 線 名</p>	<p>県道東松山越生線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>比企郡鳩山町大字熊井字前河内 五〇九番一地先から同郡同町大 字熊井字東山一〇八八番地先ま で</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十九年七月十一日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十一年十一月十七日 付け埼玉県東松山県土整備 事務所長告示第七十一号で 告示した道路予定区域の一 部供用開始である。延長一 一四四・九五メートル。</p>